

平成31年度 保内小学校 いじめ防止基本方針

1 保内小学校基本方針の考え方

(1) 基本方針策定の基本

- ・いじめ防止対策推進法の施行及び、県・市「いじめ防止基本方針」の主旨を受け、保内小学校のいじめ防止基本方針を策定し、組織等を設置する。
- ・いじめ防止基本方針は、すべての児童が安全で安心して学校生活を送ることを目的とし、全教職員が基本方針行動計画を理解し、一丸となって取り組む。
- ・いじめ問題の発生では、教育委員会や外部機関とも積極的に連携し、本質的な解決を目指す。

(2) いじめの受け止め

- いじめは、基本的人権を侵害し、人格形成や命にかかわる許されない行為である。
- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる。
- ・いじめに当たるかの否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立たなければならない。
- ・いじめ発生の場合は、被害者児童を守り通すという姿勢を貫く。加害者児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

2 組織

《いじめ防止対策委員会の構成と役割》

① 構成員

- ・校長、・教頭 ・教務
- ・生活指導主任
- ・いじめ相談窓口担当
- ・養護教諭
- ・担任 学年主任
- ・その他必要な者

② 役割

- ア 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核の役割
- イ いじめの相談・通報の窓口の役割
- ウ 情報収集と記録、共有を行う役割
- エ 組織的対応の中核の役割（情報収集、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止

- ・いじめを生まない学校風土をつくる。

(2) 早期発見、迅速対応

- ・小さな兆候に早い段階からかわり、積極的に認知する。

(3) 迅速・組織的な対応

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会が中核となり迅速に対応する。

(4) 連携した対応

- ・保護者や外部機関と連携し、本質的な問題解決を目指す。
- ・重大な事態が発生した場合は、教育委員会の指導を受け、適切な外部専門家を加えて対応する。

4 いじめ防止取組の実際

(1) いじめを生まない風土づくり

《基本方針》

- ①社会性やコミュニケーション能力を育成し、互いを認め合える学校風土をつくる。
- ②学習規律や生活のきまりを徹底させ、一人一人が生きる学級をつくる。
- ③「命、心、人権」を大切にすることを育む。
- ④教員研修を充実させ、一人一人への支援を充実させる。

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①社会性やコミュニケーション能力の育成と、認め合える学校風土づくり	ア 明るいあいさつが行き交う学舎づくり	毎日	全教員
	イ 縦割り班活動の充実	通年	特別活動
	ウ 友だちのよさを認め合う活動（SSTなど）の充実	通年	担任
	エ 社会体験や交流活動などの充実	通年	担任、担当
	オ ハートコミュニケーション集会の実施	11月	生活指導
②規律・きまりの徹底と一人一人が生きる学級づくり	ア 「学習の手引き」を活用した学習基盤づくり	通年	学力向上
	イ 学級生活満足度尺度（QU）を活用した学級づくり	6,11月	生活指導
	ウ 「学級力」の考えを取り入れた学級経営	通年	担任
	エ 新1年入門期での市非常勤講師の配置	4月	教務
	オ アクションリズム年間計画に沿った生活リズムの確立	通年	生活指導
③「命、心、人権」を大切にすることを育む	ア 動植物の飼育活動	通年	担任
	イ 道徳授業での「生きる」の活用	通年	道徳
	ウ 人権強調週間の取組	12月	人権教育
④教員研修の充実	ア 児童理解やカウンセリングの研修	8月	教育相談
	イ 人権教育、同和教育研修	8月	人権教育

(2) 早期発見と情報の共有

《基本方針》

- ①児童の小さな兆候に気づき、教員間の情報共有に努める。
- ②いじめを訴えやすい環境をつくる。

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①小さな兆候への気づきと情報共有	ア 毎週の職員終会での児童情報交換	毎週	生活指導
	イ 「1日休んだら電話連絡、3日休んだら家庭訪問」の徹底	毎日	担任
	ウ 生活指導情報の生活指導主任と教頭へ報告の徹底	通年	全教職員
	エ 学校ネットパトロール情報の定期的な点検	随時	教頭、教務
②訴えやすい環境の整備	ア 児童、保護者との良好な人間関係の構築	通年	全教職員
	イ 児童アンケートの実施	年6回	生活指導
	ウ 個別教育相談の実施	6,11月	生活指導

(3) 迅速・組織的な対応

《基本的方針》

- ①いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会が中核となり迅速に対応する。
- ②保護者や外部機関との連携に努め、本質的な解決を図る。

《行動計画》

①組織的な対応	ア いじめ防止対策委員会を中核とした対応	随時	いじめ対策委
②保護者、外部機関との連携	ア 坂町交番やスクールガードリーダー等との情報共有	随時	教頭
	イ 夏季休業中の日番による校区巡視の実施	夏季休業	日番
	ウ 学校派遣カウンセラーの積極的な活用	随時	カウンセラー担当
	エ 教委を交えたケース会議の実施	随時	校長

5 重大事態への対応

《基本的方針》

- ①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校の下に重大事態の調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、調査を行う。
- ③調査によって明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童や保護者に説明する。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえ、必要な措置を講じ、実施する。

《重大事態とは》

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日以上を目安）、連続して欠席しているような場合

《行動計画》

①教育委員会への速報	ア 情報収集と記録を行い、重大事態かどうかを判断する。
	イ 重大事態と判断の場合は、直ちに教育委員会に報告する。
②事実関係を明確にするための調査の実施	ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
	イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童からの十分な聴き取り ・加害者からの聞き取り ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査 ・保護者の意見や要望の十分な聴き取り
	※ 自殺がその要因と疑われる場合は、「児童生徒の自殺が起こったときの調査の指針」を活用する。
③調査結果の提供	ア いじめを受けた児童や保護者に調査結果を説明する。
	※ 情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
④調査結果を学校の設置者に報告	ア 学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
	※ いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又は保護者の所見を調査結果に添える。
⑤調査結果を踏まえた必要な措置の実施	ア いじめを受けた児童への継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰への支援、学習支援を行う。
	イ 教育的配慮の下、加害児童への指導を行う。
	ウ 再発防止策を策定し、全教員に周知する。
	エ 全校児童や家庭に概要と再発防止策を説明する。